

令和元年6月25日
金融庁

無登録で仮想通貨交換業を行う者について (Cielo EX Limited)

無登録で仮想通貨交換業を行う者について、事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係16. 仮想通貨交換業者関係Ⅲ-1-4(2)②に基づき、本日、警告を行いましたので、下記のとおり公表いたします。

- ・業者名等：Cielo EX Limited
代表者 不明
- ・所在地：Suite23, 1st Floor, Eden Plaza, Eden Island, Mahe, Republic of Seychelles (セーシェル共和国)
- ・内容等：インターネットを通じて、日本居住者を相手方として、以下の仮想通貨の売買の媒介等の仮想通貨交換業を行っていたもの
 - ・ASOBI COIN (アソビコイン、ABX)
 - ・Bitcoin (ビットコイン、BTC) 等

※ 上記は、インターネット上の情報に基づいて記載しており、「業者名等」「所在地」は、現時点のものでない可能性があります。

連絡・問い合わせ先
金融庁 総合政策局
フィンテックモニタリング室
TEL 03-3506-6000 (代表)